

「教育訓練給付制度」が受けられます（調理師科）

「調理師科」希望の社会人の方へ

令和3年度から、天谷調理製菓専門学校 調理師科が、国の「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の対象講座に指定されています。

「教育訓練給付制度」を希望される方は、ハローワークで事前に申請手続きをお願いします。

ご利用には、一定の要件を満たしていることが求められます。

なお入学の1ヵ月前までに手続きをする必要がありますので、お早めにお近くのハローワークへお問い合わせください。

◎ 一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または、一般被保険者であった方（離職者）がハローワークを通じて、本校にて教育訓練を受講し修了した（卒業した）場合、**最大40万円**が支給されます。

◎ また、資格取得後、1年以内に被保険者として雇用された場合は**最大16万円**（上記とあわせ、**合計56万円**）が支給されます。

<支給対象>

- ・ 初めて制度をご利用になる方
受講開始時点で、2年以上の雇用保険の支給要件期間があること
- ・ 以前、教育訓練給付制度を利用された方
受講開始時点で、3年以上の雇用保険の支給要件期間があること

（2023年4月1日現在）